

別表
 一般競争入札対象工事
 公告日 平成30年3月2日(金)

| 入札に付する工事概要 | | | | | 企業要件 | | | | 技術要件 | | | 入札事務に関する事項 | | | | | | | その他 | | | | |
|------------------|-----------|--|----------------------|------------|-------|--------|--------|---------------------------------|------|--|----------------------|------------------------------|---|---------------------------|---------------|-----------------------------------|---------------------|-------------|---------------|---------------|-----------------------------------|-------------------|------|
| 工事名 | 工事場所 | 工事概要 | 工期 | 予定価格 | 入札方式 | | 業種 | ランク | 地域要件 | 企業実績 | 技術者の資格 | 入札手段 | 申請書提出期間 | 入札書提出時の添付書類(各様式の添付資料を含む。) | 事前条件確認通知日(予定) | 事前条件確認がないと認められた者に対する理由の説明提出期限(予定) | 質問受付期間 | 開札日時 | 開札場所 | 落札決定日(予定) | 事後条件確認がないと認められた者に対する理由の説明提出期限(予定) | 最低制限価格対象案件 | 質問優先 |
| | | | | | 契約後VE | 事後審査方式 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関の山車会館地域交流施設新築工事 | 亀山市関町中町地内 | 関の山車会館の地域交流施設(山車収蔵展示棟)を新築する工事 木造平屋建 延床面積 299.27㎡ 他付帯工事 | 契約締結日から平成30年10月31日まで | 事前公表は行わない。 | — | ○ | 建築一式工事 | 亀山市、四日市市、鈴鹿市又は津市にいずれかに本店を有すること。 | — | 契約時に建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に規定する主任技術者及び監理技術者について、次に掲げる要件を満たしている者を専任で配置すること。 ア 建築一式工事業に関して、次のいずれかに該当する者 (ア)建設業法による技術検定の1級に合格した者(建設業法施行規則第7条の3に規定された者) (イ)技術士法による2次試験に合格した者(建設業法施行規則第7条の3に規定された者) (ウ)建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者 イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者 ウ 参加資格確認申請書提出日において、入札に参加しようとする者と継続して3月以上の雇用関係にある者 | 郵便入札(一般書留又は簡易書留)又は持参 | 平成30年3月2日(金)から平成30年3月9日(金)まで | 配置予定の主任技術者等の資格がわかるもの 本工事に係る工事費内訳書 入札保証金を納入した場合を納入したことを証明できるもの | 平成30年3月13日(火) | 平成30年3月15日(木) | 平成30年3月5日(月)から平成30年3月16日(金)まで | 平成30年3月27日(火)午前9時から | 亀山市役所3階大会議室 | 平成30年3月28日(水) | 平成30年3月30日(金) | — | 財務部契約管財室(連絡先下記参照) | |

(注意事項)
 「入札に付する工事概要」
 入札方式の契約後VEに○がある場合は、契約後VE方式の工事です。
 入札方式の事後審査方式に○がある場合は、事後審査方式の工事です。
 予定価格については事前公表はいたしません。

「競争参加資格に関する事項」
 技術要件(技術者要件)における監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

「入札手段に関する事項」
 郵便による入札書の送付方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより、平成30年3月26日(月)を配達指定日とした上で、亀山市本丸町577番地 亀山市長 (財務部契約管財室)宛に送付してください。
 入札書の到達期日は平成30年3月26日(月)とします。なお、郵送に要する費用は入札参加者の負担とします。
 持参による場合は、平成30年3月23日(金)までに、亀山市役所 西庁舎3階 財務部契約管財室へ提出してください。

「その他」
 最低制限価格設定案件に○がある場合は、亀山市契約規則第8条で規定する最低制限価格を設定している工事です。

財務部契約管財室連絡先
 TEL 0595-84-5025
 FAX 0595-82-3883
 メール keiyakanzai@city.kameyama.mie.jp